

法人向け定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	・大口定期貯金																												
2. 取扱期間	・令和8年5月1日（金）～令和8年10月30日（金）																												
3. 販売対象	法人																												
4. 期間	・定型方式 1年、3年、5年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。																												
5. 販売総額	<p>・23億円（※販売総額に達し次第、取扱を終了させていただきます。）</p> <p>各地区本部の内訳は下記のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>宮崎中央地区本部</td> <td>334 百万円</td> <td>綾町地区本部</td> <td>32 百万円</td> </tr> <tr> <td>はまゆう地区本部</td> <td>118 百万円</td> <td>串間市大東地区本部</td> <td>14 百万円</td> </tr> <tr> <td>都城地区本部</td> <td>383 百万円</td> <td>こばやし地区本部</td> <td>104 百万円</td> </tr> <tr> <td>えびの市地区本部</td> <td>33 百万円</td> <td>児湯地区本部</td> <td>111 百万円</td> </tr> <tr> <td>尾鈴地区本部</td> <td>127 百万円</td> <td>西都地区本部</td> <td>80 百万円</td> </tr> <tr> <td>延岡地区本部</td> <td>286 百万円</td> <td>日向地区本部</td> <td>227 百万円</td> </tr> <tr> <td>高千穂地区本部</td> <td>151 百万円</td> <td>本店</td> <td>300 百万円</td> </tr> </table>	宮崎中央地区本部	334 百万円	綾町地区本部	32 百万円	はまゆう地区本部	118 百万円	串間市大東地区本部	14 百万円	都城地区本部	383 百万円	こばやし地区本部	104 百万円	えびの市地区本部	33 百万円	児湯地区本部	111 百万円	尾鈴地区本部	127 百万円	西都地区本部	80 百万円	延岡地区本部	286 百万円	日向地区本部	227 百万円	高千穂地区本部	151 百万円	本店	300 百万円
宮崎中央地区本部	334 百万円	綾町地区本部	32 百万円																										
はまゆう地区本部	118 百万円	串間市大東地区本部	14 百万円																										
都城地区本部	383 百万円	こばやし地区本部	104 百万円																										
えびの市地区本部	33 百万円	児湯地区本部	111 百万円																										
尾鈴地区本部	127 百万円	西都地区本部	80 百万円																										
延岡地区本部	286 百万円	日向地区本部	227 百万円																										
高千穂地区本部	151 百万円	本店	300 百万円																										
6. 預入方法 (1) 預入方法	・店頭からの一括預け入れに限ります。																												
(2) 預入金額	・1,000万円以上の新規資金 ※当JA貯金からの振替は不可とします。																												
(3) 預入単位	・1円単位																												
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																												
8. 利息 (1) 適用金利	<p>・店頭表示金利に0.25%上乗せした金利を初回満期日まで適用します。</p> <p>なお、自動継続の場合には、大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</p>																												
(2) 利払方法	<p>・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・預入期間3年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後、および満期日以後に分割して支払います。</p> <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</p>																												
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。																												
(4) 税金	<p>・国税15.315%が総合課税されます。</p> <p><u>※2013年1月1日から2037年12月31日までは、国税に復興特別所得税の0.315%が加算されます。</u></p>																												
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。																												

9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日まで解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
11. 貯金保険制度（公的制度）	<p>・保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融統括部（電話：0985-31-2069）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）</p>
13. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>